働者が求める抜本改正の なった。それが国民や労

万向に進むのかどうかは

世論と運動にかかってい

した。

F

理請負」が広がっていた ことを逆手にとって規制

しかし、財界の要求を

当時、違法な「業務机

なりました。

業」として認めることに

常用雇用の代替としな

者との均等待遇②派遣労

次のステップが派遣や

の受け入れ企業に直接属

い」ことが原則とされま

# 脇田龍谷大教授に聞く

政府が改定案を国会に提出するなど労働者派遣

に、派遣法改正をめぐる情勢や抜本改正の方向に 派遣労働に詳しい脇田滋・龍谷大学法学部教授 法の見直しが焦点になっています。非正規雇用や ついて聞きました。

い捨てが広がっていま す。低賃金で働かせて大 ばれるような、大企業な と思います。 る。こういう局面にある こによる派遣労働者の使 いま、「派遣切り」と呼

政府・与党も規制緩和 社会問題になるなかで、 をどうみますか。 辺倒から規制強化の方向 入で貧困と格差が広がり 脇田 非正規雇用の増 と思います。 緊急の課題になっている もうけしながら、景気が ないためにも、派遣法を 悪くなると簡単に切り捨 抜本的に改正することが てる。こんなことを許さ

業務限定が基本

を打ち出さざるを得なく

と規制が緩和されてきま 派遣法は次から次へ

> 九八五年に制定され、 労働者派遣法は

> > 綾和をはかろうという財

給事業」を、一定の条件 止されていた「労働者供 てれまで職業安定法で禁

のもとに「労働者派遣事

うという直接雇用の原則 ・一時的業務に限定し、 の利用者が雇用責任を負 に反するため、「臨時的

では当然の①派遣先労働 日本の派遣法には、欧州 遣が可能となりました。

受けて一九九九年に派遣 いてほとんどの業務で派 解禁され、建設などを除 業務の原則自由化、二〇 )四年には製造業務にも 労働条件を強いられてい りません。「世界最低の 派遣制度」のもとで労働 るのです。 者は過酷で差別的雇用

でした。ただし、労働力 界のねらいに沿ったもの

働法制の大改悪でした。

―いわゆる「労働ビッ

緩和の流れを転換させる の派遣法改悪以降、規制

こいう展望を見いだすの

クバン」ですね。

財界戦略に従い 規制緩和の基本戦略は

労働者派遣法の抜本改正

非正規雇用に置き換える とめて、大半の労働者は す。正社員は一握りにと

経営三に示されていま 提言「新時代の『日本的

らと年収百万円前後の超 生を「家計補助者」だか す。被扶養者の主婦や党 トやアルバイトの導入で 仏賃金で雇用する形態 最初のホップは、パー

働受け入れ理由の限定③ る直接雇用規定などがあ 派遣終了後の派遣先によ が、解雇の金銭解決、ホ ワイトカラー・エグゼン 増大。最後のジャンプ 請負、契約社員といった ノルタイム非正規雇用の うに、大企業の違法な労 も増えてきました。 財界 働力利用を許さない判決 用を命じた松下プラズマ 事件・大阪高裁判決のよ

の適用除外制度)導入、 遺先による直接雇用の申 派遣期間制限の撤廃、派 アション(労働時間規制 込み義務撤廃など、労 働ビッグバンという着地 いるのです。 点を見いだせなくなって は当初の思惑と違って労 正直なところ、九九年

が、全体の四割に近づく 注目されませんでした ノーキングプアや格差も **煙用がまだ多数のときは** 脇田 そうです。正規 は困難でした。ところ 万によってピンチをチ が、流れが大きく変わ ノスに変えられる情勢に て、取り組みやたたか

日経連が九五年に出した

事態が広がっています。 難など経営的にも深刻な た。他方、製品事故や労 や格差の原因だというこ なかで非正規雇用が貧困 緩和路線に国民がノーの 災の増大、技術継承の困 とが明らかになってき 昨年の参院選では規制 というねらいを持ち続け 進してきた政府や財界は なってきたと思います。 日本の将来はもちろん、 ています。 しかし、 規制 根本的転換をする気がな 緩和の道をすすむ限り、 企業にとっても健全な発 、いっそうの規制緩和 もちろん規制緩和を推

負下で働いていた労働者 しました。また、偽装請

脇田滋龍谷大教授に聞く

政府の改定案が出さ

んぶん赤旗

するだけです。法改正と

日以内の短期派遣を禁止

が増えたときに受け入れ

EU諸国では、業務量

用雇用されています。 ら五割が派遣先に直接常

日本の派遣法では、派

その後、派遣対象業務

します。政府案では、行 いう派遣本来の性格に反 rary work 時的労働」(tempo

いう以上、「登録型」派遣

時的労働」に限定

雇い派遣については三十

脇田 問題となった日

重要です。

(5)

ず、抜本改正が求められ

が基本的ルールです。 働者として採用する」の

ドイツなどEU諸国で

るものを日本政府は「派

働」(temporar

work)と呼ばれ

かし、それも〇三年には やく導入されました。 る」というルールがよう

二年に延長され、製造業

**強化する程度では不十分** 申し込み義務」を少し

つづく

世界では「一時的労

意図的に誤訳

いうしかありません。小 手先の手直しにとどめ

では『名ばかり改正』と

が含まれています。これ 務を緩和するという改悪

められており、「業務が k)としてだけ派遣が認

恒常化した場合は常用労

っています。

定も不明確になってしま 導入で派遣元での雇用安

由化された業務について の声が上がり、新しく自

は「派遣期間を一年に限

期間を超えたら派遣先に 時的業務に限定し、 です。派遣を臨時的・ 組みを新たに設けるだけ 申し込むよう勧告する仕

制度が必要です。現行の 直接雇用されたとみなす

を格段に強化することが して、派遣先の雇用責任 派遣期間の制限を厳格化 前に戻すというよりも、 先による事前面接の禁止 元での常用であれば派遣 あります。むしろ、派遣 の禁止を盛り込む必要が

や直接雇用の申し込み義

porary wor る「一時的労働」(tem

遺先で雇用安定を図ると

が一九九九年に自由化さ

政が派遣先に雇用契約を

する「入り口規制」を強

期雇用の利用事由を限定 まだ不十分だとして、有

く求めています。

日本では、九九年改正

た。労働側は同法がまだ

規または期間の定めのな 部門では六万七千人が正 した。これによって公共 者とみなす制度ができま を超えたら正規雇用労働 遣を含む有期雇用が二年

7 雇用に転換されまし

れたとき、雇用全体の破

す。実際には登録型派遣 いう原則があいまいで

壊につながるという批判

に対する派遣先の直接雇

は、派遣期間が満了する

派遣労働者の三割か

しても雇用責任を負わず

長期に派遣労働者を利用

長期の派遣利用は「

護関連法が制定され、派

みなし雇用を

にすむ仕組みにするため

しつけて、派遣先企業が

の派遣元に雇用責任を押 は、「名ばかり雇用主\_ 的に誤訳しました。これ

用責任を強化することが

どんどん後退させられて

遣労働」(dispat

も〇七年から三年に延長

されるなど、期間制限が

work) と意図

―韓国では、労働者の

たたかいで派遣法などが

改正されました。

) 八年に非正規労働者保 脇田韓国では、二〇

なら待遇上の差別はでき

と思います。

# 党遣法の抜本改正

政府案では「登録 脇田滋龍谷大教授に聞く

です。

なら賃金保障があります 常用型雇用の派遣労働者 仕事が途切れた場合、 らの派遣料金の相当割合 す。それなのに派遣先か 守らない例がほとんどで 加入せず、労働基準法も 差別是正を明確に規定し

だと何の保障もなく、無 が、登録型の派遣労働者 ています。これでは、 を手数料として受け取っ ています。企業にとって は派遣を使っても正規を

べきです。

労働基準法では半年勤

有給休暇ゼロ

雇用の典型で原則禁止す

登録型」派遣は不安定

きだけ派遣元に雇われる

脇田 派遣先で働くと

ふれていません。

型」派遣については一切

で課せられた教育訓練を す。技能の向上など法令 収入になってしまいま 会社はほとんどありませ まともに行っている派遣 すべきです。 弊害の多い登録型は禁止 常用型雇用を基本として ているとはいえません。 遺元が雇用責任を果たし 等待遇を求める声が切実 -派遣先労働者との均 ど増えません。 ないので、派遣はそれほ 使っても人件費が変わら ところが、日本では

社会保険・雇用保険にも 日雇い派遣」ですが、 登録型の最たるものが EUでは、産業 す」と派遣会社が売り込 派遣を二~三人雇えま んではばからない。「同 「正社員一人分の給料で 労働差別待遇」を公然

(5)

登録型派遣では十年勤 日に達します。ところが えて七年目で上限の二十 続勤務で年々、日数が増 障しています。通常、継 務で十日の有給休暇を保

ゼロにリセットされるの わるたびに休暇日数が 務しても派遣会社が変

韓国で法改正

どが産別組織として早く

日本でも、民放労連な

下

み、日本をモデルに派 上、派遣問題に取り組 私はこれまで二十年以

> 地域労組を中心に非正規 から取り組み、最近では

定めています。韓国も三

)〇六年の派遣法改正で

的にこの同一待遇原則を ません。派遣法でも確認

EUではこれが、常用 関心をもち、労働者や法 遺法を制定した韓国に

洋シーリングでは偽装請

っています。なかでも光 問題でのたたかいが広が

負を告発して正社員化を

膀ち取り、松下プラズマ

雇用代替の歯止めになっ 律家と交流してきま

韓国では、非正規雇用

しました。

不安定な雇用の増大に

事件では大阪高裁で勝利

るなかで非正規労働者 が労働者の半数を超え の運動が広がり、労働組

も企業別から産業別組織

合のナショナルセンター

らしい働き方と待遇の拡 歯止めをかけ、逆に人間 大を求める世論と運動が

わざるを得ません。この 派遣法を派遣労働者保護 流れを大きく発展させ、 広がってきました。 政府 ・与党も派遣法改正をい

みが大きな課題となって (おわり)

す。これらが〇六年の派 たたかいを強めていま で、「非正規職撤廃」の

、の転換を進めるなか

法に抜本改正する取り組